



# 寺尾小だより



<学校教育目標> 「自ら進んで 学ぶ子 仲よくする子 きたえる子」  
 <12月の生活目標> 「みんなを大切にしよう」

川越市立寺尾小学校  
 令和6年12月

## 令和6年（2024年）もあとひと月です。

12月のことを「師走」（しわす・しはす）といいます。旧暦の1年の最後の月の呼び方が、新暦が採用されてからも、1年の最後の12月の呼び方として使われたようです。その由来としては、「師が忙しくて走り回る」という説がよく知られています。師は「僧侶」というのが通説ですが、「先生」といわれることもあります。確かに、年の瀬が迫ると同時に2学期もあと少しで終わりです。大掃除もしなくては、2学期の学習を終わらせなくては、通知表も書かないと…と結構忙しいかもしれません。他に、昔の書物(万葉集や日本書紀)のシハスの当て字という説などもありますが、やり遂げるという意味の「為果つ（しはつ）」が変化したという説はなるほどと思います。1年の締めくくりのやり遂げる月ということですから。例えば、勉強をやりとげる・仕事をやりとげるといった具合でしょうか。あとひと月、まずは、健康・安全に気を付けて、2学期そして1年を締めくくりたいです。保護者の皆様、地域の皆様には、子どもたちの見守りをよろしくお願ひいたします。



### 不審者対応訓練

11月19日に、警察の方にきていただき、不審者対応訓練を行いました。実際に、警察の方が不審者役となつての訓練でした。教室にバリケードを作って、侵入できないようにし、できるだけ人の気配を消す（静かにする）ようにとのことでした。また、犯人を捕まえたくりますが、2人ぐらいでの対応では、危険であり、バリケードなどで、児童が守れるのであれば、犯人を校舎や学校の敷地の外へ追い払うようにした方がよいとのことでした。不審者と思われる人物がいたら、誤報になつてもまずは110番をすることや警察が来るまでの時間稼ぎができるようにすることなども大事であるとのことでした。



### 4年 社会科見学

11月21日に4年生が社会科見学で、つばさ館と和紙の里へ行きました。



つばさ館では、始めに館内の施設についてのDVDを視聴しました。リサイクルに力を入れていることが分かりました。和紙の里では、紙すきの体験をしました。縦横に「箕桁」（すけた）を動かすのが意外と難しかったです。

日	曜	12・1月の予定(11月28日現在)
2	月	A
3	火	児童集会
4	水	A 寺尾アドベンチャー
5	木	A
6	金	読書 ホットケーキ(低)
7	土	
8	日	
9	月	A テストメール 南古谷中社会体験 ホットケーキ業間読み聞かせ
10	火	学級 資源回収
11	水	A
12	木	A
13	金	賞状伝達 学校運営協議会
14	土	
15	日	
16	月	A
17	火	学級 資源回収
18	水	A5
19	木	A4
20	金	A4 2学期給食最終日
21	土	
22	日	
23	月	A3
24	火	特2 終業式
25	水	冬休み(～1月7日)
26	木	
27	金	
28	土	
29	日	
30	月	学校閉庁日
31	火	
1	水	元旦
2	木	
3	金	
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	特2 3学期始業式
9	木	A3
10	金	A4 給食開始
11	土	
12	日	
13	月	成人の日

### 人権週間 (12月4日～10日)

12月10日は、「人権デー」です。日本では、12月4日から12月10日を「人権週間」と定めています。いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、部落差別(同和問題)、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。学校における人権教育は、教育活動全体で行われます。11月の授業参観では、人権教育の視点を示させていただきました。多くの保護者の皆様のご参会、ありがとうございました。また、12月のお話朝会で「いじめだよ！」(作: フランチェスコ・ピトー).という絵本のお話をし、いじめ撲滅と合わせて、「人を大切にする」ことを考えました。

### ヤングケアラーって?

子ども家庭庁では「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供」と定義しています。こどもが家事や家族のケアをすること自体は、悪いことではありません。虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、ヤングケアラーであることがマイナスなことばかりではない面もあります。例えば、家事や家族の世話などを若い頃に担った経験をその後の人生でいかすことができている、と話す元ヤングケアラーがいることも事実です。しかし、もしもケアに携わるこどもが、自分の時間が取れない、勉強する時間が十分に取れない、ケアについて相談できる人がいなくて孤独を感じる、ストレスを感じる、友人と遊ぶことができない、睡眠が十分に取れないと感じているなどの場合、それは子供の権利が守られていない状態の可能性もあります。中には、そうした影響を感じながらも自分がヤングケアラーであることに気付いていなかったり、「家族のことは家族でなんとかしなければ」という思いで頑張るあまり、一人で悩みを抱えてしまったりする人がいます。

政府広報オンライン、子ども家庭庁 HP 参照